

祝 成人おめでとう！ 新成人の皆さん、 20歳になったら国民年金に加入しましょう。

国民年金は、老後の所得保障だけではなく、病気やけがで重い障害が残ったときなどにも年金を支給し、思いがけない人生の「万が一」もサポートする公的年金制度です。

国民年金は、国が責任をもって運営していますので、支給される年金の半分の額が国の税金から負担されるなど、とても有利で安心な制度です。

Q 加入しなくちゃダメなの？

A 日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満のすべての方（外国人含む）は、国民年金への加入が法律で義務づけられています（国民皆年金）。

Q どうやって加入するの？

A 学生や自営業者などの方で、20歳になって第1号被保険者となる方（学生、自営業者等。フリーターや無職の方も含む）は、うるま市役所市民課国民年金係で手続きをしてください。

なお、所得が一定額以下の場合に該当します。

Q 未納についてどうなるの？

A 国民年金保険料が未納となつていると、次の事が考えられます。

・事故などで障害を負った際、障害基礎年金が受け取れない。

・万が一死亡した際、遺族が遺族基礎年金を受け取れない。

（※遺族基礎年金上の遺族とは、18歳未満の子のある配偶者、18歳未満の子をさします。）

・老後の年金（老齢基礎年金）が受け取れなかったり、年金額が低くなつてしまふ。

このように思わぬ事態を招きます。納付、もしくは免除等の手続きを忘れずに行いましょう。

Q 保険料を安くできないの？

A 通常の口座振替の振替日は翌月末ですが、申出により当月末振替にすると、一カ月あたり50円割引されてお得です。

また、その年度の半年分・1年分、または2年度分の保険料をまとめて前払い（前納）すると、納付書（現金）で納めるより割引額が多く大変お得です。

Q 将来、年金が本当にもらえるの？

A 物価の変動等にあわせて、年金額が改定されるため、年金に加入（20歳）してから老齢基礎年金を受給するまでの間、経済社会が大きく変動したとしても、年金の価値が保障されます。国民年金の老齢基礎年金は2分の1が国庫負担（税金）で賄われています。

年金手帳は大切に！

年金手帳は将来就職や退職、または年金の請求手続きをするときなどに提出を求められます。

20歳になったら、第1号被保険者は日本年金機構から年金手帳が送付されます。年金手帳をしっかりと管理して、自分の年金加入記録を残しておきましょう。自分の年金記録を管理するのはあなたです！

